11 月は児童虐待防止推進月間です



あなたの電話で、守れる命があります

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、 激しく揺さぶる、やけどを負わ せる、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為 を見せる、ポルノグラフィの被 写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えな い、ひどく不潔にする、自動車 の中に放置する、病院へ連れて 行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟姉 妹間での差別扱い、子どもの目 の前で家族に対し暴力をふるう (面前 DV) など

児童虐待が年々増えています

虐待は犯罪であり、社会全体で解決すべき問題です。 「児童虐待かも…」と思ったら、すぐに「☎189」へ お電話ください。連絡は匿名で行うことができ、連絡者 や連絡内容に関する秘密は守られます。市では、のぼり 旗の設置など、周知啓発活動に取り組んでいます。

問い合わせ=子育て相談課子育て相談係(☎43 - 2000)、新里支所市民生活課福祉係(☎74-2904) 、黒保根支所市民生活課市民サービス係(☎96 - 2112) またはお近くの民生委員・児童委員へ。

「親子で楽しめる本」を紹介します

図書館では、児童虐待防 止推進月間として、「親子 で楽しめる本 | や子育てに 関する本を図書館内の特設 コーナーにて展示・貸し出 します。ぜひ、お越しくだ さい。

期間=11月30日(土)まで







